証券コード2397
2025年６月２日

株　主　各　位

東京都港区海岸一丁目15番１号
株式会社 ＤＮＡチップ研究所
取締役社長　的　場　　亮

臨時株主総会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、次のとおりに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬　具

記

決議事項

第１号議案　株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、2025年６月23日を効力発生日として、当社株式について2,253,000株を１株に併合する旨の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

第２号議案　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は次のとおりであります。

(1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は12株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものです。

(2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は３株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第７条（単元株式数）及び第８条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

(3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は、三井化学株式会社のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものです。

以　上